2020年5月8日

大林新星和不動産株式会社

緊急事態宣言の期間延長に伴う当社対応について

大林新星和不動産では、政府の「新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言」の期間が延長されたことを受け、5月7日から5月31日までの間、以下のとおり対応いたします。

・国内全事業所において、「原則テレワーク」を継続する。
・業務上の必要性から出社する場合も、時差出勤や離隔距離を保った着席で「3密（密接、密集、密閉）」の回避等、 感染防止を徹底する。

今後も関係者の皆様の身体、生命および生活の安全確保に最大限努めてまいります。

以上